

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	大阪市健康増進事業(がん検診等)に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、健康増進事業(がん検診等)事務で、特定個人ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

### 特記事項

健康増進事業(がん検診等)事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行っている。

## 評価実施機関名

大阪市長

## 公表日

令和4年1月31日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
がん検診等関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	がん検診等受診者
その必要性	住民の健康の増進を図るため、がん検診等の受診情報を適切に管理し、またその要精密検査となった方の精密検査受診状況を把握する必要があるため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報:がん検診を受けた対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・連絡先等情報:検診結果に基づく保健指導等の実施、及び、受診勧奨のため保有</li> <li>・地方税関係情報:適切に受診者自己負担金の免除を行うため保有</li> <li>・健康・医療関係情報:受診者の健康増進を図るため</li> <li>・医療保険関係情報:適切に受診者自己負担金の免除を行うため保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報:適切に受診者自己負担金の免除を行うため保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年10月30日
⑥事務担当部署	健康局健康推進部健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民局 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	がん検診の実施にあたり、受診資格(住所、年齢、受診歴等)の確認を行う。	
④使用の主体	使用部署	健康局健康推進部健康づくり課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法		①がん検診等の受診資格があることの確認 ②検診・精密検査の受診結果情報の照会、管理 ③同一人の検診情報の特定とその情報の継続的な管理 ④情報提供ネットワークシステム連携、団体内統合宛名システムを通しがん検診事業に関する情報提供
	情報の突合	住民基本台帳情報とがん検診等受診記録を突合させ、受診したものを特定する。
⑥使用開始日	令和4年3月31日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 委託する</li> <li>2) 委託しない</li> <li>3) 件</li> </ul>	
委託事項1	システム保守・運用業務	
①委託内容	保健管理システムの定常的な運用及びメンテナンス等の保守業務	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>	
③委託先名	日本コンピューター株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 再委託する</li> <li>2) 再委託しない</li> </ul>
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5	
<b>委託事項2</b>	
基盤系システム統合基盤運用保守	
①委託内容	基盤系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ関西
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑥再委託事項 統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務
<b>委託事項3</b>	
中央情報処理センター第二別館運用業務委託	
①委託内容	バックアップ用媒体の管理
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社オプテージ
再委託	④再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二第102の2の項
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	がん検診等受診記録
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	がん検診等受診記録がある他市町村への転出者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度





(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下图のとおり

検診共通項目

データ区分	生年月日	電話番号(携帯)	総合判定
個人票番号	郵便番号	健康保険証種類	費用区分
スクランブル整理番号	町丁目番号	保健福祉センターコード	無料区分
漢字氏名	住所	受診日	勸奨希望
カナ氏名	方書	医療機関コード	
性別	電話番号(自宅)	月報処理日	

胃がん(エックス線)	胃がん(内視鏡)	大腸がん	肺がん
胃の症状	胃の症状	血便	検査種類
胃の状態	胃の症状内訳	便の状態	咳
吐血・黒色便・下血	全身症状	便秘・下痢	血痰
体重減少	全身症状内訳	便秘・下痢繰り返し	喫煙
食欲不振	胃腸の病気	お腹の痛み	一日あたりの喫煙本数
便通	ピロリ菌除菌	痔の病気	喫煙年数
便通日	ピロリ菌除菌結果	胃腸の病気	喫煙指数
便通状態	薬剤アレルギー	血縁者大腸がん	禁煙への関心
胃腸の病気	高血圧治療	血縁者大腸ポリープ	肺の病歴
胃腸の手術	抗血栓薬	血縁者胃がん	肺の病歴内容
血縁者のがん歴	心臓の病気	検診受診歴	特定作業従事
検診受診歴	入れ歯	検診受診歴(いつ)	特定作業従事内容
検診受診歴(いつ)	疾患	検診受診歴(どこで)	検診受診歴
検診受診歴(どこで)	疾患内訳	検診受診歴(検査内容)	検診受診歴(いつ)
検診受診歴(検査内容)	鼻の病気	検診受診歴(検査結果)	検診受診歴(どこで)
検診受診歴(検査結果)	鼻の病気内訳	便潜血検査結果1回目	検診受診歴(検査内容)
読影部位	歯の麻酔	採便日1回目	検診受診歴(検査結果)
読影部位詳細	麻酔時問題	便潜血検査結果2回目	喀痰細胞診検査結果
所見	家族歴	採便日2回目	胸部エックス線検査結果
判定結果内容(近医要受診)	家族歴内訳		
判定結果内容(要精密検査)	妊娠		
飲水	検診受診歴		
	検診受診歴(いつ)		
	検診受診歴(どこで)		
	検診受診歴(検査内容)		
	検診受診歴(検査結果)		
	内視鏡の種類		
	生検		
	検査医氏名		
	検査医所見部位		
	検査医画像判定		
	生検結果(Group分類)		
	診断名		
	ダブルチェック医氏名		
	ダブルチェック所見部位		
	ダブルチェック画像判定		
	B判定内訳		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

下図のとおり

子宮頸がん検診	乳がん(マンモ)検診	歯周病検診	骨粗しょう症検診
最近の症状	乳房の硬いところ	歯右上区分	体重
月経	乳房の痛み	歯左上区分	治療
最近の月経	乳房皮膚の異常	歯右下区分	骨折経験
閉経	乳房皮膚の異常(内訳)	歯左下区分	両親の太もも骨折
妊娠中	乳首から分泌液	BOP区分(17または16)	喫煙
ワクチン接種	乳房から分泌液(内訳)	BOP区分(11)	ステロイド
ワクチン接種回数	既往歴	BOP区分(26または27)	関節リウマチ
性交経験	乳腺等の病気	PD区分(17または16)	糖尿病など
妊娠	家族歴	PD区分(11)	飲酒
妊娠回数	家族歴(内訳)	PD区分(26または27)	検診受診歴
分娩	自己検診	BOP区分(47または46)	検診受診歴(いつ)
分娩回数	月経	BOP区分(31)	検診受診歴(どこで)
手術歴	出産	BOP区分(36または37)	検診受診歴(検査結果)
ホルモン剤の使用	授乳経験	PD区分(47または46)	
避妊具の使用	検診受診歴	PD区分(31)	
子宮内膜搔爬術	検診受診歴(いつ)	PD区分(37または36)	
検診受診歴	検診受診歴(どこで)	BOP区分(最大値)	
検診受診歴(いつ)	検診受診歴(検査内容)	PD区分(最大値)	
検診受診歴(どこで)	検診受診歴(検査結果)	健全歯数	
検診受診歴(検査結果)	カテゴリー判定(マンモ総合)	未処置歯数	
標本番号	クーポン券番号	処置歯数	
臨床診断	検査種別(マンモ)	現在歯数	
採取部位	判定結果内容(要精検)(2)	欠損歯(要補綴)数	
採取器具	視触診判定	欠損補綴歯数	
標本枚数		費用区分	
標本評価		無料区分	
日母分類		症状	
ベセスダ		心がけていること	
HPV検査結果		食事	
		歯磨き	
		喫煙	
		糖尿病	
		糖尿病の治療状況	
		口腔清掃状態	
		その他の所見	
		要指導内容	
		要精検内容	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
がん検診等関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手は情報連携のみで行い、本人からの入手は行わない。</li> </ul> <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報入手の際、個人番号により基本情報を確認することにより、対象外の情報を入手するリスクを低減する。</li> <li>・情報入手の際、業務要件上、不要な項目は取得できないようにすることにより、対象外の項目を入手するリスクを低減する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合基盤システム（統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能）に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。</li> <li>・統合基盤システム（統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能）から保健管理システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム（統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能）が情報の紐付けを行うことはできない。</li> <li>・統合基盤システム（統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能）には個別業務の特定個人情報を保有しない。</li> <li>・番号法に関係する事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム（統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能）にアクセス可能な仕組みとする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	

ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【認証方法】 &lt;保健管理システムにおける措置&gt; ・保健管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行っている。 ・ネットワークユーザーIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。パスワードはシステム的に変更させる設定としている。 ・パスワードは定期的に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。</p> <p>&lt;統合基盤システムにおける措置&gt; ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にもユーザーIDを付与し、ユーザーIDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行う。パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。</p> <p>【なりすまし防止策】 従事者は以下を遵守し、利用ユーザーIDを適切に管理する。 ・パスワードは第三者に知られないように管理する ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない ・パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする ・パスワードは定期的に変更する ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる</p>
その他の措置の内容	<p>&lt;保健管理システムにおける措置&gt; 【アクセス権限の発効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上必要なユーザーIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ発効の申請を行う。 【アクセス権限の失効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上不要となったユーザーIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ失効の申請を行う。 【アクセス権限の管理】 ・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザーIDを発行する。 ・ユーザーID単位で業務権限を設定し、システム内で利用可能な業務を制限している。 ・ユーザーIDやアクセス権限を各事業所管課が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。</p> <p>&lt;統合基盤システムに関わる措置&gt; 【アクセス権限の発効管理】 ・統合基盤システムを操作する従事者の権限に応じたユーザーID、アクセス権限の割付を行う。 【アクセス権限の失効管理】 ・担当替え等により操作権限を無くした者のユーザーIDやアクセス権限について利用無効や権限削除を行う。 【アクセス権限の管理】 ・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザーIDおよび権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【リスク】 悪意を持った担当者が事務外で特定個人情報を使用する。 【リスクに対する措置】 特定個人情報の取扱に係る研修を実施するとともに、職務違反措置の他、正当な理由のない提供、不正な利益目的による提供・窃盗、職務上知り得た秘密を漏洩又は盗用したとき等の番号法における罰則の強化について、周知徹底し、けん制機能を働かせる。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない</li> <li>・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める</li> <li>・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる</li> <li>・目的外利用の禁止及び第三者への提供禁止</li> <li>・個人情報等の外部への持ち出し禁止</li> <li>・個人情報等を複写又は複製禁止(本市の同意を得た場合を除く)</li> <li>・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能</li> <li>・一括再委託等の禁止</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
委託先事業所内に試験データ等の持ち出しを行う場合、個人情報は全てマスキングを行い、大阪市事業所以外での特定個人情報ファイルの取扱いは一切発生させない。		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ O ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;保健管理システムの運用における措置&gt; 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;保健管理システムの運用における措置&gt; ①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバに保有されている情報のみが連携されることになっており、保健管理システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。 ②中間サーバに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなり、不正な提供が行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt; ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【リスク】 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <p>【リスクに対する措置】 &lt;保健管理システムにおける措置&gt; ・住民の情報については、住民基本台帳システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 &lt;統合基盤システムにおける措置&gt; ・統合宛名に係る住民の4情報については、住民基本台帳システムから情報を取得し、最新の状態を維持する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。</p>	
8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;保健管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健管理システム利用者に対し、情報セキュリティ実施手順の周知及び情報セキュリティの啓発のための研修を実施する。</li> <li>・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。</li> <li>・特定個人情報等の適切な取り扱いに関する研修が開催される場合は、新たに従事する職員</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、セキュリティ運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
②請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市健康局健康推進部健康づくり課 電話06-6208-9943 FAX06-6202-6967
②対応方法	・問合せ内容を十分聴き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 ・漏えい等に係る問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。



## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年1月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

